

消費者委員会への期待と要望

日本弁護士連合会
消費者問題対策委員会
委員長 国府 泰道

1 詐欺的投資勧誘について

「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」(2013年8月6日)

消費者委員会の存在意義を示す成果と評価

消費者基本計画の検証評価作業の成果ともいえること

建議のフォローアップ

2 インターネット等における発信者情報の開示

日弁連「消費者の救済のための発信者情報開示制度に関する意見書」(2010年11月16日)

消費者委員会「インターネットを通じた消費者の財産被害問題に関する消費者委員会としての現時点の考え方」(2013年8月27日)

特定商取引法の見直しに際し、発信者情報の開示義務の実現を。

引き続き、プロバイダ責任制限法の改正に向けた取組みを。

3 電気通信事業における契約勧誘の行為規制

消費者委員会「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」(2012年12月11日)

日弁連「電気通信事業における消費者保護の適正化を求める意見書」(2014年1月公表予定)

4 不招請勧誘規制の維持を

消費者委員会「商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する意見」(2013年11月12日)

(1) 撤廃論の理由

成長戦略に必要

欧米では活発化しているが、日本では不招請勧誘規制により市場が3分の1に縮小

規制の横断化

ポートフォリオを組むのに不便

そもそも接触を禁止するのは過度にすぎ、最後の規制手段。

(法律による一律禁止より、自主規制も組み合わせたきめ細かな対応)

(2) 「撤廃論の理由」に対する反論

事実認識に誤りがある。

ほとんどの金融デリバティブは、不招請勧誘×。

ほとんどの商品先物が、不招請勧誘

これこそ横断化に反すること。

商品先物をポートフォリオに組み込むからといって、リスクが減少するわけではない。

自主規制では、被害が防止できなかったのが先物取引被害の歴史的事実。電話勧誘と自宅訪問勧誘などを規制するだけのこと。

5 消費者委員会への期待

- ・ 消費者基本計画検証評価の作業を通じて、各行政機関の取組みをチェック
 - 消費者行政の透明性が高まったこと
 - 消費者行政への関心を高め、国民、消費者の参加に資すること
- ・ 関係省庁との間で厳しい議論は、産業育成省庁との厳しい緊張関係の表れ
- ・ 消費者問題の専門機関としての行政のチェック

以上

商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する意見の概要

平成25年11月
消費者委員会

商品先物取引における不招請勧誘禁止規制の導入の経緯

- 平成17年5月 長年にわたって多くの深刻な消費者被害がもたらされてきたことから、勧誘の仕方についての規制を導入(平成16年商品取引所法の改正)
 - ・勧誘に先立っての告知・顧客の意思確認の義務付け
 - ・再勧誘の禁止(委託を行わない旨の意思を表示した顧客への勧誘禁止)
 - ・迷惑な仕方での勧誘の禁止の導入
- 平成18年6月 参議院財政金融委員会附帯決議「今後のトラブルが解消していかない場合には、不招請勧誘の禁止の導入について検討すること。」
- 平成23年1月 不招請勧誘禁止規制を導入(平成21年に商品取引所法が改正され、商品先物取引法が成立)

不意打ち性を帯びた勧誘や執拗な勧誘により、顧客が本来の意図に反して取引を行い被害が発生するというトラブルが多く報告されているという実態を考慮し、適合性の原則の遵守がおよそ期待できず、利用者被害の発生や拡大を未然に防ぐため。

※不招請勧誘

契約の締結の勧誘を要請していない個人顧客に対し、事業者が訪問又は電話をかけて契約の締結を勧誘すること。

不招請勧誘禁止規制の現状等

●現行の不招請勧誘禁止規制の対象範囲

取引所取引において、商品と金融との間で違いがある。

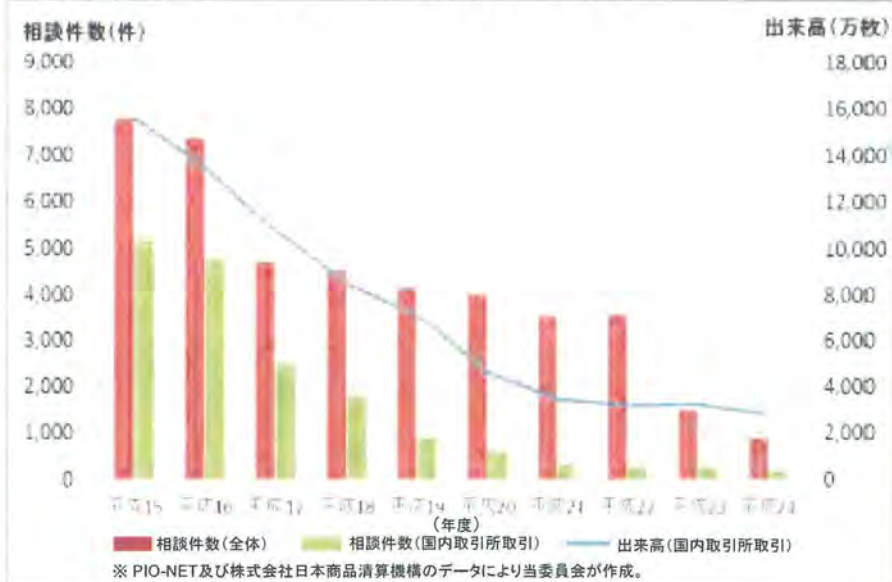
		初期の投資額を超える損失が発生しない仕組みの取引	左記以外の取引
商品先物取引	取引所取引	—	×
	取引所外(店頭)取引	×	
金融デリバティブ取引	取引所取引	—	
	取引所外(店頭)取引	×	

×:禁止の対象 —:禁止の対象外

- ・証券・金融・商品を横断的に一括して取り扱う総合取引所の実現に向けて金融商品取引法が改正(平成26年3月までに施行)され、商品は「金融商品」と位置づけられることとなった。
- ・このままでは、商品先物の取引所取引の一部(上の表の網掛部分)のうち総合取引所で行われるものについては、金融デリバティブ取引と同様に不招請勧誘禁止規制の対象外となる。
- ・商品先物取引に係る現状の不招請勧誘禁止規制が存続するためには、禁止の範囲を定めている同法施行令を改正する必要がある。

被害の動向及び不招請勧誘禁止規制の対象範囲の維持の必要性

- 不招請勧誘禁止規制の導入(平成23年1月)以降、相談件数は減少傾向にあり、禁止規制の効果が見られる。
- 商品先物取引に関する相談件数と出来高の推移



しかし、現在も事業者が脱法的な勧誘を行っている事例がある。このような事業者の営業姿勢が見られる限り、規制を緩和すると被害が再び増加することが予想される。

例：白金の現物の勧誘を行い、顧客に現物を届けた日に白金の先物取引の勧誘を行う。

不招請勧誘禁止の例外とされる初めの投資金額以上の損失を防ぐ仕組みとなっている取引(いわゆる「スマートCX」の取引)の勧誘を行い、その取引を行った顧客に対して3、4日後に一般の商品先物取引の勧誘を行う。

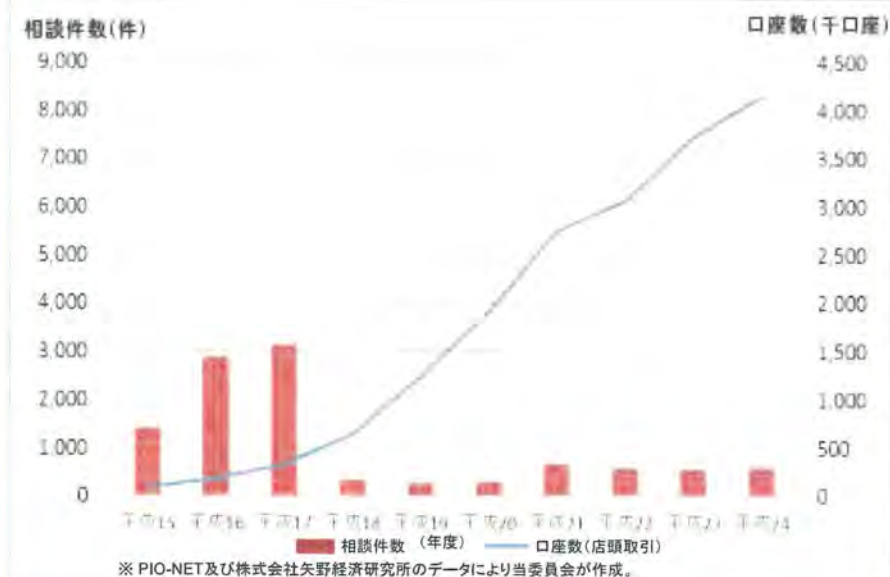
不招請勧誘禁止規制と市場の活性化との関係

不招請勧誘禁止規制の存続によって市場の健全な発展が阻害されるとは言えない。

(1)商品先物取引の出来高は、不招請勧誘禁止規制の導入時(平成23年1月)にはすでに下げ止まっており、以降、大きく減少していない。

(2)金融デリバティブ取引の一種である外国為替証拠金取引(FX取引)においては、不招請勧誘禁止規制の導入(平成17年7月)以降でも、不招請勧誘禁止規制の対象である店頭取引の口座数は増加している。← 勧誘による営業活動からインターネット取引へとビジネスモデルの転換

○外国為替証拠金取引(FX取引)に関する相談件数と口座数の推移



商品先物取引における不招請勧誘禁止規制を緩和すべきではない

投資被害の予防と救済について

2014年1月21日

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会

副委員長（金融サービス部会部会長）

石川 真司

第1 商品デリバティブ取引に対する不招請勧誘禁止規制問題

- 1 当連合会は、総合取引所のもとでも、商品先物取引に対する不招請勧誘禁止規制は維持すべきとの意見であり、禁止撤廃には強く反対している。

「商品先物取引についての不招請勧誘規制の維持を求める意見書」（2012年4月11日）

「商品先物取引についての不招請勧誘禁止撤廃に反対する会長声明」（2013年7月17日）

- 2 2013年6月14日に、「規制改革実施計画」が閣議決定され、その中で、「総合取引所の実現に向けた取組の促進」として、「昨年（注：平成24年）9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。」とし、「行為規制については、垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方の下で、関係法令を整備する。」としている。

上記閣議決定では、「勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。」ともされているところ、「顧客保護」の観点からも、「市場活性化」の観点からも、不招請勧誘禁止規制については、商品先物取引法における規制を、現行の金融商品取引法の規制に合わせる形で横並びとし、規制を緩めるべきではない。

- 3 金融庁は、2013年12月13日、「平成24年金融商品取引法等改正（総合取引所関係）に係る政令・内閣府令案等（行為規制に係る部分を除く）について」に対する意見募集を行ったが、ここでは行為規制に係る部分は除かれた。

しかし、問題の先送りでしかなく、まだ厳しい状況が続くので、連携して対処をしていきたい。

第2 適格機関投資家等特例業務の悪用事例に対する対処

1 当連合会は、適格機関投資家等特例業について、以下のとおり意見を述べてきた。

(1) 2007年5月11日付け「『金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案』に関する意見募集に対する意見」の「意見の趣旨」第2項 集団投資スキームに関する規律について

「適格機関投資家等特例業務（金融商品取引法第63条）における『適格機関投資家等』の要件（同条第1項第1号）に関して、当該集団投資スキームの出資者が1名以上の適格機関投資家と49名以下の一般投資家とする旨の規定（金商法施行令案第17条の12第1項）は、適格機関投資家以外の者の範囲を限定し、1名以上の適格機関投資家と49名以下の『適格機関投資家の役員及びその親族』とする旨の規定にするべきである。（金商法施行令案第17条の12第1項の『適格機関投資家以外の者』との規定は、『適格機関投資家の役員及びその親族』と改めるべきである。）」

(2) 2013年5月9日付け「『消費者基本計画』の検証・評価（平成24年度）及び計画の見直しについての意見書」第19項

「適格機関投資家等特例業務の適切な規制整備（施策番号なし）」

適格機関投資家等特例業務について、金融庁は、問題があると認められた業者リストを公表しているが、同リストに挙げられた業者数は異常に多く、悪質な適格機関投資家等特例業者が、金融庁への届出があることをもって消費者を信用させ、詐欺的投資被害を多発させている現状に鑑みると、悪用防止へ向けた適切な規制整備をすべきである。」

2 当連合会消費者問題対策委員会では、2013年12月5日、金融庁担当者からヒアリングを行ったが、消費者被害の予防に対する取組は不十分であると感じる。

引き続き、金融庁に対して働きかけをしていきたい。

以上

商品先物取引法下における個人投資家保護規制・検査監督態勢の概要（自主規制ルール対応策）

平成 21 年改正前の旧商品取引所法下においては，経産省・農水省は，**商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン**（平成 17 年 5 月 1 日制定・実施）を定め，自主規制ルールを定めていた。

そして，現在の商品先物取引法下において（平成 21 年制定，平成 23 年全面施行），上記ガイドラインは廃止されたが，同様の内容が，**商品先物取引業者等の監督の基本的な指針**（平成 23 年 1 月 1 日制定・実施）に引き継がれている。

また，このほかにも，従前には，日本商品先物取引協会において，**受託等業務に関する規則，受託業務管理規則の制定に係るガイドライン**等が定められていたのであって，適合性原則や禁止行為についての規制があった（現在は「商品先物取引業務に関する規則」の名称）。

これらの自主規制に関するルールを受けて，各商品先物取引業者において，自ら**受託業務管理規則**を定めていた。

このように，従来から，自主ルールは存在したのであり，にもかかわらず，これら法令・自主規制に違反するトラブルが続発し，商品先物取引に係る被害は減少しなかったのである。

金融商品取引法の下で，商品デリバティブに対する不招請勧誘禁止規制によらず，自主規制ルールで対応すればよいとの意見もあるが，上記の経緯からして，自主規制ルールでは被害の拡大を食い止めるのに全く足りないことは明らかである。

商品デリバティブ取引に関する自主規制ルール(現行)

<p>・勧誘開始基準の策定・遵守 顧客の年齢、知識・経験、財産状況、投資方針等につき、一定の基準を定め、当該基準を満たさなければ勧誘不可</p>	<p>ア.商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。) A(適合性原則) 「2.勧誘に当たっての前提となる顧客の属性の把握」 「3.適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘」で勧誘開始基準を設定 「4.社内審査手続等」 「勧誘過程において顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止しなければならない。」</p> <p>イ.商品先物取引業者等の監督の基本的な指針(以下「監督指針」といいます。) - 4 - 2(適合性の原則) (1)顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底、 (2)顧客の取引実態の的確な把握及びその効果的活用、 (4)個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項 イ及びロにおいて具体例、 ハ「業者内審査手続等」として、「勧誘過程において顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止しなければならない。」</p>
<p>・高齢顧客への勧誘販売規則の策定・遵守 高齢顧客への適切な勧誘に関する社内規則を定め、同規則に則った適切な勧誘を行う必要。</p>	<p>ア.ガイドラインA(適合性原則) 「3.適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘」 「(2)原則として不相当と認められる勧誘」... 一定の高齢者に対する勧誘 一定の高齢者とは、年齢75歳以上を目安とする。 また、75歳未満の高齢者についても、損失を被っても生活に支障のない範囲で投資可能資金額が設定されているか、説明を受けた商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているか等について、特に厳格に審査して判断する必要がある。</p> <p>イ.監督指針においても、 - 4 - 2(適合性の原則) (4) 具体例ロ(適合性の原則に照らして不相当と認められるおそれのある勧誘)の中に、高齢者(例えば年齢75歳以上の者)に対する勧誘</p>
<p>・注意喚起文書の交付・説明 リスクに関する注意喚起、金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)等について記載した書面を説明。</p>	<p>ア.注意喚起文書(リスクに関する注意喚起、ADR制度) 商品先物取引法217条、及び同法施行規則104条に、契約締結前の書面の交付</p> <p>契約締結前交付書面の記載事項として、 施行規則104条1項7号「商品市場における相場等に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合には、その旨及びその理由」、 8号「前号の損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その理由」、 9号、10号等、いわゆるリスクを記載、 24号「当該商品先物取引業者が加入している商品先物取引協会の名称」</p> <p>イ.なお、このような注意喚起文書の交付では、現実には、不当・違法な勧誘を防止することは到底できません。</p>
<p>・取引説明書の交付・説明 取引に伴うリスク等(損益、時価、価格変動、手数料等)を図やグラフ等により平易に説明。</p>	<p>ア.ガイドラインC(説明義務等) 2.契約締結に際しての説明において、 (1)商品先物取引の仕組み・リスク等の説明として、仕組み・リスク等の説明に際しては、「あらかじめ交付した書面の記述や図画の該当箇所を示しながら説明するなどして、顧客が次の事項を容易に理解できるよう留意しつつ説明する必要がある。」</p> <p>イ.監督指針 - 4 - 3 - 2顧客に対する説明体制のうち、 (5) イ(a)には「その際には、あらかじめ交付した書面の記述や図画の該当箇所を示しながら説明するなどして、顧客が次の事項を容易に理解できるよう留意しつつ説明しているか。」</p>
<p>・確認書の徴求 取引に伴うリスク等を理解したことについて、個別の項目毎(損益、時価、価格変動、手数料等)に確認。</p>	<p>ア.ガイドラインC(説明義務等) 2.契約締結に際しての説明では、 (1)顧客の理解確認として、「商品取引員は、上記の事項を説明した後、これらの事項について、顧客が理解をしていることを書面にて確認するものとする。」</p> <p>イ.監督指針 - 4 - 3 - 2顧客に対する説明体制のうち、(5) イ(b)においても、ガイドラインと同様、顧客の理解確認として、「商品先物取引業者は、上記の事項を説明した後、これらの事項について、顧客が理解をしていることを書面又は電磁的方法にて確認しているか。」</p>
<p>・取引開始基準の策定・遵守 顧客の年齢、知識・経験、財産状況、投資方針等につき、一定の基準を定め、当該基準を満たさなければ取引不可。</p>	<p>取引開始基準の策定・遵守</p>

電気通信事業における消費者保護の適正化について

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会

副委員長(電子商取引・通信ネットワーク部会部会長)奥野弘幸

趣旨1

電気通信事業法に、「電気通信事業者等が契約の締結を行う際、訪問販売又は電話勧誘販売により契約の締結等が行われた場合について、書面交付義務、クーリングオフ制度、過量販売規制、不実告知の禁止及びそれらの違反に対する行政処分、罰則等を及ぼす」旨の規定を設けること。

例えば・・・

➤電話会社を名乗る女性から自宅に電話があり、「これからは光回線に移行する、光回線のほうが速い、今後は今の固定回線が使えなくなる」等と言われて申し込んでしまった。よく考えるとインターネットを使う予定もないので、契約する必要はないと思った。

・・・しかし、電気通信事業法の規定するサービスが特定商取引法の適用除外となっているため、電話勧誘販売であるにもかかわらずクーリングオフなどによる救済が不可能。

趣旨2

電気通信事業法第26条に関し、
書面の交付を義務付けること。

提供条件の説明内容が、実際の提供条件と異なる場合は、提供に関する契約を取消ないし解除することができる旨の規定を設けること。

の取消ないし解除規定について、提供を受けるために必要な機器(携帯端末等)の売買契約が締結されている場合は、その取消ないし解除の効果は当該売買契約にもおよぶ旨の規定を設けること。

例えば・・・

➤家電量販店のパソコン売り場で係の人に声をかけられ、無線LANルーターを契約したらノートパソコンを値引くというセット契約を勧められた。欲しかったパソコンが値引かれるとお得に感じたので契約した。しかし、後から書面を確認したらルーター代金を自分が支払うことが分かった。通信料とルーター代金の負担は値引き分より高額になるので、それであれば契約しなかった。

・・・料金体系・通信品質・通信エリア等について、現行の電気通信事業法上も説明義務は規定されているが(同法26条)、同義務に違反して契約が締結された場合に当該契約を取消ないし解除するといった民事的な効力は現行法上規定されていない。

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会の活動状況

1 当委員会の組織，活動目標

消費者問題対策委員会は，1985年9月，特別委員会として設置された。その後，消費者被害の増大・多様化に伴って，活動の質，量共に大幅に拡大したため，数次にわたり委員の定員が増員され，2009年度に，委員130名，幹事55名の体制となった（2013年度は幹事57名）。現在は，消費者契約法，金融サービス法，統一消費者信用法，多重債務，独占禁止法，土地・住宅，PL・情報公開，消費者教育・ネットワーク，電子商取引・通信ネットワーク，食品安全，ニュース・出版，消費者行政，民法改正，包括消費者法，違法収益吐き出しの計15部会を設置し，活発な活動を行っている。

当委員会の活動目標は，「消費者主権の確立」（1989年人権擁護大会決議，島根県松江市）にあり，これまで，消費者庁の設置，統一消費者法典の制定，

消費者のための司法の実現を目指して様々な活動を展開してきた。当委員会は，消費者被害の救済に取り組む各地の弁護士のエネルギーを結集して，法制度の在り方を提言するだけでなく，それを実現するために政府や国会への働きかけや世論形成にも取り組んできた。その成果が，ここ数年の消費者関係法の目覚ましい改正に結びつき，さらに2009年9月，消費者庁・消費者委員会の創設へと結実したが，やの課題は未だ実現されたとはいえない。

2009年11月，和歌山市で開催した第52回人権擁護大会では，これまでの「消費者主権の確立」から，さらに発展させた「消費者市民社会の確立」を掲げ，安全で公正な社会を消費者の力で実現することを目指している。

2 全体的な取組

消費者基本計画は，国の消費者保護政策全般を網羅したものであり，毎年検証・評価と見直しが行なわれているが，本年度もその作業過程において日弁連としての提言を行った（「『消費者基本計画』の検証・評価（平成24年度）及び計画の見直しに向けての意見書」（2013年3月13日）及び「『消費者基本計画』の検証・評価（平成24年度）及び計画の見直しについての意見書」（2013年5月9日））。

3 各部会の取組

(1) 消費者契約法に関する取組

消費者契約法の実体法改正に関して，2012年2月16日に「消費者契

約法日弁連改正試案」を取りまとめて、本法の私法実体法規定のあるべき改正内容を提言するなど、法制審議会の民法（債権法）改正議論も踏まえながら、消費者利益の擁護の観点から取組を進めている。

差止請求に係る消費者団体訴訟制度の改正に関して、差止請求の対象となる行為の拡大等、制度がより実効的なものとなるよう検討を進めている。

集团的消費者被害回復訴訟制度に関して、消費者利益の擁護につながる同制度の運用を実現すべく取組を進めている。

消費者団体と情報交換を行いつつ、消費者団体の役割・在り方を検討するとともに、適格消費者団体の活動への支援の在り方について検討している。

(2) 金融サービス分野に関する取組

未公開株・社債等の販売による詐欺的投資勧誘被害について引き続き取り組み、法人登記、レンタル携帯電話等の犯罪ツール対策について日弁連内でアンケートを実施し、法務省と意見交換を行った。また、警察庁とも意見交換を行い、連携を確認した。

商品先物取引につき、引き続き不招請勧誘規制維持への働きかけを行うため、2012年4月の意見書に加え、2013年7月、商品先物取引についての不招請勧誘規制撤廃に反対する会長声明を発表した。また、2012年10月には、商品デリバティブ取引における一任取引禁止規制及び勧誘規制について委託者保護の観点から意見書を作成し、関係省庁に対し執行した。

さらに、仕組み債等による被害増加に対し、一般投資家に適さない複雑な仕組みの商品やリスクの高い商品が販売されることのないよう、商品規制に関する規定を整備すべきとの観点から、有識者からの意見聴取を行った。

レターパック及び宅配便を利用して現金を送付させる詐欺への対応に関する要請書を取りまとめた。

(3) 統一消費者信用法に関する取組

特定商取引法に関し、連鎖販売取引（マルチ商法被害）及び指定権利制の廃止、電子通信事業法などの適用除外に関して、これまで発表してきた意見書に基づき、2013年3月7日、消費者庁取引対策課との意見交換を実施した。また、その際に、特定商取引法に基づく法執行（行政処分）の促進などについても、意見交換を行っている。

サクラサイト等で利用され被害が増加しているクレジットカード取引、とりわけマンスリークリア方式、並びに、決済代行業者に関する法規制等を検討し、クレジットカード取引等の適正化実現のため割賦販売法の改正を求める意見書（2013年7月19日）を公表した。

提携リース取引に関する被害について、法規制の在り方など、調査研究を継続している。

(4) 多重債務問題に関する取組

完全施行された改正貸金業法に関する、自民党、民主党それぞれにおける利息制限法及び出資法の上限金利の緩和、総量規制の撤廃等を目指す動きに対して、2013年2月21日に院内集会を実施した。さらに、改正貸金業法の完全施行後3周年を迎えての会長声明を同年6月18日に発表した。

個人保証の禁止、説明義務、情報提供義務、比例原則等を求める保証制度の抜本的改正を求める意見書を2012年1月20日に採択するとともに、2013年2月28日（中小企業家同友会と共催）、同年4月23日にシンポジウムを開催した。

いわゆる偽装質屋問題に関連して、質屋営業法の改正に関する意見書を取りまとめた。

2014年の破産事件及び個人再生事件の記録調査の準備を開始し、債務整理事件の運用に関する調査を引き続き進めている。

(5) 独占禁止法等に関する取組

フランチャイズ被害は消費者問題と同様に、事業者間であっても情報格差・資力格差から生じる問題であるとの見地から、「フランチャイズ事件処理の手引」を2012年5月に出版し、同5月29日に西口元前橋地方裁判所判事によるフランチャイズ判例についての講演会を開催した。また、フランチャイズ規制法案の作成のため、2012年6月3日から10日まで、米国FTCや全米フランチャイジー協会等を調査のため訪問し、2013年1月10日には米国フランチャイズ制度に関するシンポジウムを行った。

また、韓国調査の準備として韓国加盟事業法の検討を行い、2013年2月には、韓国の公正取引委員会、その傘下の調停院を訪問し、フランチャイズ法制の調査を行った。この調査報告のために、韓国から「民主社会のための弁護士の集い」所属のクォン・ミンギョン弁護士を招き、2013年4月25日、韓国フランチャイズ制度に関するシンポジウムを行った。

フランチャイズ規制法の骨子を検討しており、意見書を作成し年内に提出するよう準備している。

独占禁止法を中小企業者が使うための手引書「中小企業のための独禁法活用の手引き」の改訂作業を行っている。

(6) 消費者教育・ネットワークづくりに関する取組

2012年8月10日に成立した消費者教育推進法を受けて、市民向けに消費者市民社会の意味や、今後の消費者市民教育の在り方を説明するパンフレット「Q & A 消費者教育推進法と消費者市民社会」を製作し、各県の教育委員会などに配布した。

2013年2月27日、28日に、文部科学省が主催した「消費者教育フェスタ」に参加し、消費者市民教育の意義や内容を伝える資料やビデオの展示を行った。

2013年9月21日にシンポジウム「消費者市民社会を实践する～消費者教育推進法の成立を受けて」を開催した。

消費者教育関係の諸団体との懇談会を実施し、消費者市民教育に関する当連合会の取組を紹介するとともに、消費者教育及び消費者市民教育に関する活動の交流を図った。

(7) 電子商取引に関する取組

インターネットを利用したゲーム、ソーシャルゲームにおける消費者被害対策について、消費者庁及びソーシャルゲームプラットフォーム連絡協議会と意見交換を行った。

いわゆる「ビッグデータ」を含む個人情報保護と消費者問題について、EUデータ保護指令の研究や、鈴木正朝新潟大学法学部教授（情報法）を招いた勉強会を開催した。

スマートフォンの通信料・端末割賦販売契約など、通信サービス契約における消費者問題について、各キャリアの契約約款の検討等を行った。

プロバイダ責任制限法改正に関する検討を行い、要請書を取りまとめた。

(8) PL・情報公開問題に関する取組

「消費者安全法の一部を改正する法律」の成立により新設された事故調査機関である「消費者安全調査委員会」が始動したことに伴い、前年度までの意見書作成等の取組を踏まえ、始動後の同委員会の動きをフォローするとともに、さらなる改善提言の必要性について検討した。

内閣府消費者委員会に設置されている消費者安全専門調査会における、リコール等注意喚起情報の周知徹底策の検討状況に合わせ、「リコールを含めた消費者事故等の未然防止のための注意喚起徹底策に関する意見書」（2012年11月16日）を公表し、消費生活用製品安全法改正等により、販売店などの流通事業者に対して製品購入者へのリコール情報等の通知等の周知義務を導入すること等を提言した。これに関連し、2013年3月6日、国土交通省に対するヒアリングを行った。

PL被害救済事例の収集・分析等，書籍「実践PL法」の改訂に向けた取組を開始した。

公益通報者保護法に関する判例や運用の実情について検討し，意見を取りまとめた。

(9) 土地・住宅問題に関する取組

東日本大震災時に発生した地盤被害（造成宅地の地盤の崩落，埋立地の液化等）についての原因と対策，特に地盤情報をどのようにして集約・発信していくかについて，2013年3月6日，シンポジウム「わが家の地盤は大丈夫？」を開催した。

上記シンポジウムに先立ち，日本地盤工学会や宅建業協会との間で協議やヒアリングを行った。

既存不適格建築物解消に積極的に取り組む東京都荒川区長と，同解消に向けた課題や問題点等について，2012年9月20日，2013年5月28日に協議した。

住宅安全基本法(仮称)の立法提言に向けての検討をした(現在も継続中)。

「建築・リフォームのトラブル相談Q & A」(仮題)の出版に向けての内容の検討・原稿の執筆活動を始めた(現在も継続中)。

(10) 食品安全に関する取組

食品衛生法，農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法），健康増進法に別個に規定されていた食品表示規定を一元化することを検討していた食品表示一元化検討会の報告書が2012年8月7日に公表されたことを受けて，同年9月20日，シンポジウム「今あるべき食品表示の一元化～適正な表示ルール確立を目指して～」を開催し，消費者のためとなる食品表示の在り方を検討した。

2012年11月15日付けで「消費者のためとなる新たな食品表示法の制定を求める意見書」をとりまとめ，法案作成にあたって，三法以外の食品表示の検討，執行体制の在り方についての検討を求め，法案に消費者の権利を明記することなどを求めた。

さらに，2013年2月14日付けで「新食品表示制度に対する具体的な提言についての意見書」をとりまとめ，食品表示法について，広告規制も含めて食品表示規制として統合すること，消費者の権利を明記すること，食品表示基準の原則を規定することなど具体的な内容について提言した。

いわゆる健康食品の表示・広告規制の在り方について検討し，意見を取りまとめた。

(11) ニュース・出版に関する取組

「消費者問題ニュース」の発行

2か月に1回、消費者問題について当連合会として横断的な情報を提供する「消費者問題ニュース」（当連合会の意見書やシンポジウムの内容等、消費者問題に関する最新の各種レポート、事件情報、文献・催事紹介情報等を掲載）を発行している。

第24回夏期消費者セミナーの開催

2013年7月13日に東京で「多様化した墓・葬儀のサービスをめぐる消費者トラブル～老いと死の準備を考える」をテーマにした標記セミナーを開催し、約120名が参加した。

ア 基調講演： 「多様化した葬儀サービスを巡る消費者トラブル」講師：

小谷みどり氏（第一生命経済研究所主任研究員）、 「現代の墓地問題」

講師：森謙二氏（茨城キリスト教大学文学部文化交流学科教授）

イ パネル討論：上記講演者に加え、石田幸枝氏（公益社団法人全国消費生活相談員協会会員・消費生活専門相談員）、濱名正一氏（全日本葬祭業協同組合連合会副会長）をパネリストとして、洞澤美佳（当委員会副委員長）のコーディネートで討論した。

(12) 消費者行政に関する取組

2009年にスタートした消費者庁・消費者委員会を中心とする新しい消費者行政体制やその活動状況等に対し、20年余にわたって消費者庁の創設を提言してきた当連合会として、検証・監視を続けている。

国民生活センターの在り方、消費者基本計画、地方消費者行政の活性化、消費者関連パブリックコメントへの対応、消費者委員会から出される建議・提言等への対応、消費者市民サポーター制度等につき検討し、適宜意見を表明してきた。

また、与野党の消費者問題調査会等に適宜出席・傍聴している。

(13) 民法改正に関する取組

法制審議会民法（債権関係）部会（以下「法制審」という。）における審議状況を常にフォローし、その時々々の審議内容に関して消費者保護という観点からの意見を取りまとめ、当連合会内において民法改正問題を所管する司法制度調査会にその意見を提示し、当連合会の意見及び法制審の議論に消費者保護の観点が反映されるよう活動している。

法制審が2013年2月26日に開催した第71回会議で決定し、同年4月16日から6月17日までの間に意見募集が行われた「民法（債権関係）」

の改正に関する中間試案」に対して、当連合会の意見書に消費者保護の観点
が反映するよう、当委員会としての意見を同年6月10日に取りまとめて、
司法制度調査会に提出した。

(14) 包括消費者法に関する取組

将来の包括的な消費者法の在り方を検討し提案する必要があると考え、20
11年2月以来「消費者法の課題と展望」と題する連続シンポジウムをこれま
で7回、東京を中心にしながら全国を巡回する形で実施してきている。現時点
で直面している個々の課題に留まらず、大局的な観点、中長期的観点から、消
費者法の課題を改めて見直そうとする取組である。

これまで、あるべき消費者法の姿(東京)、不招請勧誘規制と適合性の
原則(名古屋)、消費者被害の救済と被害防止のための制度の在り方(大阪)、
特定商取引法の適用分野の拡張(福岡)、新しい決済システムに対する規
制と越境取引に対する規制(東京)、消費生活の安全・安心の確立(仙台)、
高齢消費者取引の被害予防と救済(東京)といった横断的なテーマや新しい
分野に対して議論を深めてきている。

また、越境取引における消費者紛争窓口の恒常化、高齢者の消費者被害の予
防と救済のためのネットワークづくりに関する検討を行っている。

(15) 違法収益吐き出しに関する取組

2013年度に新たに部会を設置し、検討を行っている。

4 催事一覧(他委員会と共同提案したものを含む。直近のもののみ)

- (1) シンポジウム「消費者法の課題と展望 悪徳商法に利用されない決済制
度の確立を目指して～消費者トラブルの国際的対応も交えて～」(2012
年7月7日)
- (2) 第23回夏期消費者セミナー「子どもをとりまく消費者被害～ネット社会に
おける大人の役割～」(2012年7月14日)
- (3) 院内集会「改正貸金業法の成果を検証する～利息制限法の改悪を許さない!
～」(2012年7月19日)
- (4) シンポジウム「今あるべき食品表示の一元化～適正な表示ルールの確立を
目指して～」(2012年9月20日)
- (5) 地方消費者行政の充実を目指すシンポジウム(2012年11月7日)
- (6) 高齢者の住まいのトラブル110番(2012年11月16日)
- (7) シンポジウム「消費者法の課題と展望 ～消費生活の安全・安心の確立を
めざして(消費者事故調の発足を契機として)」(2012年12月15日)

- (8) シンポジウム「米国のフランチャイズ調査報告と今後のフランチャイズ法制を考える」(2013年1月10日)
- (9) 院内集会「改正貸金業法の成果と課題を検討する～自殺対策, 多重債務, 円滑化法の出口戦略と世界の金利規制～」(2013年2月21日)
- (10) 「民法改正を考えるシンポジウム」(中小企業家同友会全国協議会主催・日弁連共催 2013年2月28日)
- (11) シンポジウム「わが家の地盤は大丈夫?～東日本大震災後の地盤情報開示のあり方を考える～」(2013年3月6日)
- (12) シンポジウム「民法(債権法)改正における個人保証規制と債権譲渡の譲渡禁止特約等の制度の行方」(2013年4月23日)
- (13) シンポジウム「韓国フランチャイズ法制調査報告と日本のあるべきフランチャイズ法制」(2013年4月25日)
- (14) シンポジウム「消費者法の課題と展望 高齢者の消費者被害の予防と救済～地方行政における取組と効果的な救済ルールの提言～」(2013年6月1日)
- (15) シンポジウム「生活を破壊しない金利を求めて!～利息制限法等の上限金利の見直しを考える～」(2013年6月28日)
- (16) 第24回夏期消費者セミナー「多様化した墓・葬儀サービスをめぐる消費者トラブル～老いと死の準備を考える～」(2013年7月13日)
- (17) シンポジウム「えっ、まだ成立してなかったの?! 集団的消費者被害回復訴訟制度」(2013年8月28日)
- (18) シンポジウム「消費者市民教育を实践する～消費者教育推進法の成立を受けて」(2013年9月21日)
- (19) シンポジウム「今後の再販売価格拘束規制の在り方」(2013年11月27日)

消費者問題対策委員会の直近の活動については, 日本弁護士連合会のホームページ(「消費者・多重債務問題」)を御覧ください。

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/consumer.html>